

住宅宿泊事業の定期報告について

住宅宿泊事業者は住宅宿泊事業法第14条の規定に基づき、住宅宿泊事業法施行規則に定める期限までに事業実績報告を行うことが必要となります。

届出住宅ごとに、2か月に1度（2/15、4/15、6/15、8/15、10/15、12/15 まで）、前2か月分の実績について、以下の方法にて報告してください。



1 民泊制度運営システムにて実績を直接入力

- ① 民泊制度運営システム利用手続きを行い、ID とパスワードを取得
- ② 墨田区に「民泊制度運営システム利用申込書」を提出
(1週間程度で民泊制度運営システムに届出者及び届出住宅の情報が反映し、利用が可能になります。)
- ※ 上記①②は、届出時にID とパスワードを取得されており、届出番号の通知がメールで来た方は不要
- ③ 民泊制度運営システムにログインして、実績を入力
(民泊制度運営システム 住宅宿泊事業者向け操作手順書 30 ページ参照)



2 民泊制度運営システム 電子宿泊者名簿を使って実績を入力

- ① ② 上記に同じ
- ※ 上記①②は、届出時にID とパスワードを取得されており、届出番号の通知がメールで来た方は不要
- ③ 電子宿泊者名簿よりアップロード用 CSV ファイルを作成して、システムに実績を入力



3 書面等にて墨田区に実績を報告

- ① 住宅宿泊事業実績報告書を作成して墨田区に提出
提出方法は、郵送・FAX・メールにて提出
(墨田区にて民泊制度運営システムに入力)

【送付先】東京都墨田横川5-7-4 すみだ保健子育て総合センター2階
福祉保健部保健衛生担当 生活衛生課生活環境係
(TEL) 03-5608-6939 (FAX) 03-5608-6507
(Mail) SEIKATUEISEI@city.sumida.lg.jp

用語

- ・宿泊者数； 実際に届出住宅に宿泊した宿泊者の総数
- ・延べ宿泊者数； 実際に届出住宅に宿泊した宿泊者について、1日宿泊するごとに1人と算定した数値の合計。例) 宿泊者1人が3日宿泊した場合は3人
- ・国籍別の宿泊者数の内訳； 宿泊者数の国籍別の内訳